

公益財団法人神戸いきいき勤労財団  
神戸市勤労者福祉共済制度運営規約

(趣旨)

第1条 この規約は、市内中小企業等勤労者の福祉増進を図り、併せて中小企業等の振興を目的として、公益財団法人神戸いきいき勤労財団(以下「財団」という。)が、神戸市との協力の下に運営する神戸市勤労者福祉共済制度(以下「共済制度」という。)について必要な事項を定める。

(加入資格)

第2条 市内に事務所、店舗、工場その他の事業所(以下「事業所」という。)を有する事業主で、次の各号のいずれかに該当する者は、共済制度に加入することができる。

(1) 市内の事業所で、常時雇用する従業員(以下「一般従業員」という。)の数が300人以下の企業等

(2) 資本金等の額が3億円以下の企業等

2 前項に規定する者のほか、財団理事長(以下「理事長」という。)が特に必要と認める事業主は、共済制度に加入することができる。

3 第9条第1項各号により、共済制度から退会することとなった事業主は、退会の日から1年間、共済制度に加入することができない。

(加入要件)

第3条 共済制度に加入しようとする事業主は、原則として、市内の事業所に勤務する全ての一般従業員を共済制度の対象者(以下「会員」という。)とする。

2 事業主は、一般従業員以外の従業員(非常勤勤務者等)を、任意で会員とすることができる。

3 事業主は、自己、常勤の役員及び家族従業員を、任意で会員とすることができる。ただし、事業主の家族であっても独立して生計を営み、一般従業員と同様に勤務する場合は、一般従業員として会員とすることができる。

(加入手続)

第4条 事業主は、共済制度に加入しようとするときは、神戸市勤労者福祉共済制度加入申込書及び会員資格登録届出書により、理事長に加入を申し込むものとし、その申し込みが承認された日をもって、共済制度に加入した日とする。

2 理事長は、加入を承認したときは、神戸市勤労者福祉共済制度加入承認書及び会員証を当該申込者に交付するものとする。

(変更届)

第5条 事業主は、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を理事長に届け出るものとする。

(1) 企業等の名称、所在地及び電話番号

(2) 企業等の代表者

(3) 会員の氏名及び雇用形態

- 2 事業所の統廃合等により、新たな事業所に会員が異動する場合など、その会員資格や手続き等については別途、事業主と財団において協議するものとする。

(会員の追加)

第 6 条 事業主は、新たに会員を登録しようとするときは、会員資格登録届出書により理事長に届け出るものとし、理事長の承認のあった日に会員となる。

- 2 理事長は、追加の承認をしたときは、承認書及び会員証を事業主に交付する。

(会員の資格喪失)

第 7 条 事業主は、会員が死亡し、又は退職したときは、当該事由の発生した日から 10 日以内に会員資格喪失届出書により会員証を添えて理事長に届け出るものとする。また、会員が規約第 3 条各項に定める会員資格を喪失したことにより、共済制度の対象者から除外しようとするときも同様とする。

- 2 前項の届出があったときは、当該事由の発生した日をもって、会員でなくなったものとする。

(任意退会)

第 8 条 事業主は、共済制度から退会しようとするときは、神戸市勤労者福祉共済制度退会届出書に会員証を添えて、理事長に申し出るものとし、その申し出が承認された日をもって、共済制度から退会した日とする。

- 2 理事長は、退会を承認したときは、神戸市勤労者福祉共済制度退会承認書を交付するものとする。

(強制退会)

第 9 条 理事長は、事業主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業主を共済制度から退会させることができる。会員が第 3 号に該当するときも同様とする。

- (1) 第 10 条に規定する共済掛金の支払いを怠り、引き続き支払いの見込みがないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により、会員に共済制度による利益を受けさせたとき。
- (3) 共済制度の信用を傷つける等、共済制度にふさわしくない行為をしたとき。

2 理事長が、前項の規定により事業主の退会を決定したときは、事業主はその決定のあった月の末日をもって、共済制度から退会したものとする。

3 緊急を要する場合は、前項の定めにかかわらず、事業主は退会の決定と同時に、共済制度から退会したものとする。

(共済掛金)

第 10 条 事業主は、会員 1 人につき月額 500 円の共済掛金を負担する。

2 事業主は、月の中途において加入し、又は退会した場合(第 9 条の規定により退会することとなった場合を含む。)における当該月分の共済掛金についても、1 月分の共済掛金を負担する。

3 既に支払った共済掛金は、原則として返還しない。

(共済掛金の支払い)

第 11 条 事業主は、共済掛金を次の表に定めるところにより支払うものとする。

期別	該当月	支払期限
第 1 期	4 月及び 5 月	4 月末日
第 2 期	6 月及び 7 月	6 月末日
第 3 期	8 月及び 9 月	8 月末日
第 4 期	10 月及び 11 月	10 月末日
第 5 期	12 月及び 1 月	12 月末日
第 6 期	2 月及び 3 月	2 月末日

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、災害その他の理由により特に必要があると認めた場合は、支払いを猶予することができる。

3 事業主が共済制度に新たに加入した月が当該支払期限を経過している場合は、当該月の末日を支払期限とする。

4 共済掛金の各期の支払額は、会員数に共済掛金を乗じた額に 2 を乗じた額とする。

5 事業主が共済制度に新たに加入したときの支払額及び各納期に支払う額は、加入承認を受けた会員数に基づき、前項による計算により決定する。ただし、第 3 項に規定する場合においては、加入した月の属する支払期限に支払う額は、それ以外の支払期限に支払う額の 2 分の 1 の額とする。

(受益者)

第 12 条 会員は、加入の日から退会の日まで、共済制度による利益を受けることができる。

(受益の制限)

第 13 条 理事長は、事業主が第 10 条に規定する共済掛金の支払いを怠ったときは、会員の受益の全部又は一部を制限することができる。

(給付事業)

第 14 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、別表 1 で定めるところにより、当該各号に掲げる給付を受けることができる。ただし、会員が死亡した場合の第 5 号の死亡弔慰金は、別途定めるところにより、遺族が給付を受けることができる。

(1) 会員が婚姻したとき。 結婚祝金

(2) 会員又はその配偶者が出産したとき。 出産祝金

(3) 会員の子が小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(これらに準ずる学校を含む。)に入学するとき。 入学祝金

- (4) 会員が傷病により 1 月以上欠勤したとき。 傷病見舞金
  - (5) 会員又はその配偶者若しくは 1 親等の血族が死亡したとき。 死亡弔慰金
  - (6) 会員(事業主, 事業主と同一の生計を営む家族従業員及び非常勤勤務者を除く。)が同一企業等で会員資格を取得した日から継続して 5 年, 10 年及び 20 年勤務したとき。 永年勤続褒賞記念品
  - (7) 会員が満 20 歳になるとき。 成人祝品
  - (8) 会員が還暦を迎えたとき。 還暦祝品
  - (9) 会員が高等学校の定時制又は通信制の課程を卒業したとき。 卒業祝品
- 2 前項第 4 号の傷病見舞金を受けた会員は, 当該傷病見舞金を受けた日から 1 年間, 同号の傷病見舞金を受けることができない。
- 3 給付の額は, 別表 1 のとおりとする。

(給付事業の手続き等)

- 第 15 条 第 14 条第 1 項の給付を受けようとする会員は, 給付事由の生じた日から 1 年以内に給付事由が生じたことを証する書類を添えて理事長に請求しなければならない。ただし, 規約第 14 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に定める成人祝品及び還暦祝品については, この限りでない。
- 2 死亡弔慰金の給付を受けることができる遺族の順位は, 配偶者, 子, 父母, 孫, 祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。
- 3 会員が同一企業で会員資格を取得した日から継続して 2 年以上勤務し, 会員資格喪失後 3 月以内に婚姻したときは, 結婚祝金の給付を受けることができる。
- 4 成人祝品を受けることができる会員は, 当該年の 4 月 2 日から翌年 4 月 1 日までに満 20 歳の誕生日を迎える者とする。
- 5 還暦祝品を受けることができる会員は, 当該年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに満 60 歳の誕生日を迎える者とする。

(レクリエーション事業)

- 第 16 条 財団は, 第 14 条に規定する事業のほか, 会員の福祉増進を図るため, レクリエーション事業その他の福利厚生事業を行う。

(報告)

- 第 17 条 理事長は, 共済制度の運営について必要があると認めるときは, 事業主又は会員から報告を求め, 又は事実の調査を行うことができる。

(給付金等の返還)

- 第 18 条 理事長は, 会員又は事業主が不正行為により, 第 12 条に規定する利益を受け, 又は受けさせた場合は, その者から当該給付金, もしくは当該利益に相当する額で, 理事長が定める額を返還しなければならない。

(施行の細目)

第 19 条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事長が別途定める。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. 神戸市より財団に事業が移管される日以前に、共済制度に加入している事業主にあつては、引き続き加入することができる。

別表 1 (第 14 条関係)

種別	金額
結婚祝金	12,000 円
出産祝金	6,000 円
入学祝金	6,000 円
傷病見舞金	11,000 円
死亡弔慰金	本人 20,000 円
	その他 6,000 円
永年勤続褒賞記念品	5 年 5,000 円 相当の記念品
	10 年 10,000 円 相当の記念品
	20 年 20,000 円 相当の記念品
成人祝品	3,500 円 相当の記念品
還暦祝品	3,500 円 相当の記念品
卒業祝品	3,500 円 相当の記念品